

		事業年度等	法人名				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55		
	所得金額 (50) + (51)	52	000	法人税額 (54) + (55)	56		
その人の場合	所得金額 (1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額 (33)	58	000	(58)の4.4%相当額	60		
	課税留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	62		所得の金額に対する法人税額	70	
		課税土地譲渡利益金額	63		課税留保金額に対する法人税額	71	
		課税留保金額	64		課税標準法人税額 (70) + (71)	72	000
		法人税額	65		確定地方法人税額	73	
		還付金額	66	外	中間還付額	74	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (10 - (65))若しくは(10 + (66))又は((66) - (28))	67	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (44 - (73))若しくは(44 + (74) + (75))又は((74 - (45)) + ((75) - (45)の外書))	76	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69					